

# 民間主導型災害ケースマネジメントに関する考察

—愛知版災害ケースマネジメントを例に—

兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 青田 良介

愛知県被災者支援センター 代表 栗田 暢之

愛知県被災者支援センター 副代表 向井 忍



## 1. 研究の背景・目的

災害が発生する度に支援から取り残される被災者が発生する。支援では、効率性の観点から、より多くの被災者に見合うよう標準的になりがちだが、高齢者、障がい者、低所得者等災害に脆弱な人たちが支援の網の目から漏れてしまう。少子高齢化、過疎化に伴うインクルーシブ社会における災害支援のあり方が問われている。

これらを背景に、災害ケースマネジメントが推奨されている。被災者に寄り添う支援と専門家・支援者による解決方策を組み合わせたもので、内閣府では、2023年5月に「災害ケースマネジメント実施の手引き（以下、「実施の手引き」と称する）」<sup>1)</sup>を策定し、災害ケースマネジメントを「被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組」と定義づけた。例えば、鳥取県では、2022年4月に策定した「災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援に係る取組指針」<sup>2)</sup>により、以下（①～④）に取り組んでいる。個々の被災者のニーズを把握し、支援者・専門家が集まって計画を立て、個別支援を行うことがわかる。

① 既存情報の整理：平時から市町村の福祉部局、その他の福祉関係機関等で把握している情報等をもとに、支援対象となる可能性のある世帯を選定する。

② 訪問調査の実施：支援が必要となる可能性のある家庭を訪問し、自力での生活再建が可能か、難しい場合はどのような問題があるかを確認する。

③ ケース会議の開催、支援計画の作成：関係機関が集まりケース会議を開催し、訪問調査で得られた情報をもとに支援計画を作成する。

④ 支援の実施：支援計画に基づき支援を実施する。実施の手引きでは、災害ケースマネジメントの実施主体は都道府県・市町村で、取り組みの一部を社会福祉協議会やNPO等にも委託できるとした。実施や調整の中心は行政ということだが、著者は、行政セクターでどこまでできるのか、むしろ、民間セクターの役割が肝になるとを考えている。1995年の阪神・淡路大震災以降、ボランティア、NPO/NGO等非営利セクターの役割が重視されてきた。青田（2025）<sup>3)</sup>は、行政が制度構築やハード整備など万人に通じるニーズへの対処を優先せざるを得ないのに対し、市民（民間セクター）は、個々の被災者に焦点を宛て、ソフト的な支援を行う傾向があること、両者のアプローチが交わるところで官民連携が成立することに言及している。本研究はその点を深化させ、災害ケースマネジメントであるべき官民連携の姿を追求する。

## 2. 研究の方策

本研究では、2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う広域避難者支援に着目する。市町村域や県域を超える避難者が全国に点在し孤立化したことが、災害ケースマネジメントの契機になったと考えられる。青田（2015）<sup>4)</sup>では、官民連携で支援を行う愛知

県避難者支援センターの特色を考察したが、それも併せて、支援の軌跡を振り返る。

一方、同センターの運営を受託してきた NPO 法人レスキューストックヤードでは、2021 年に「一人ひとりの暮らしに寄り添って～愛知県被災者支援センター10 年のまとめ～」<sup>5)</sup>を、2024 年 3 月には、「来たるべき巨大災害に向けて 災害時の支援とは何か 連携とはなにか 愛知版災害ケースマネジメントの手引き（以下「愛知版手引き」と称する）」<sup>6)</sup>を発行した<sup>(1)</sup>。著者 3 名は、後者では、上記センター運営にかかる 9 つの特色と、他所でも運営を汎用するための 6 つの要素等にも言及した。さらに、これらに関する連続セミナーや、後述するパーソナルサポート支援チームの会議にも出席し、関係者との意見交換を行ってきた。こうして得られた資料や知見も踏まえ、民間セクター主導による災害ケースマネジメントの特色を考察した。

### 3. 東日本大震災に伴う広域避難者の発生と課題

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、原発事故のあった福島県のほか、宮城県や岩手県、さらには、関東地域からも広域避難者が発生した。現在も 2 万人以上が全国にいることされている<sup>(2)</sup>。

広域避難者を一括りにするのは難しい。支援の仕組みで分けると、放射線量が高く強制的に避難させられた法定避難者と、年間被ばく線量が 20mSv を下回るものの中自ら避難した自主避難者がいる。後者は福島県外にもいる。さらに、原発事故とは関係なく震災に伴い遠隔地に避難した人もいる。

これらの避難者は、年齢、性別、家庭環境等様々な要因を抱えている。例えば、福島県では、「福島県内に残った避難者」と「福島を離れた避難者」、「若い世帯」と「高齢者世帯」、「子どもを連れて避難した母親」と「残された父親」等で状況が異なる。また、広域避難者自体、故郷に「帰りたいし、帰ることができる」「帰りたいが、帰ることができない」「帰ることはできるが、帰りたくない」「帰りたくないし、帰ることもできない」で 4 つの類型に分かれる。各人が抱える

課題も様々で、大きく「住まい」「医療・福祉」「しごと・経済事情」「子育て・教育」「それ例外」がある。個々人に応じた支援が必要なことがわかる。

### 4. 愛知県被災者支援センターの設立

愛知県では、2011 年 6 月 6 日に「愛知県被災者支援要領」を定め、愛知に避難してきた方を支援する窓口として愛知県被災者支援センター（以下「センター」と称する）を設立した。

同県内では、支援団体等民間セクターも活動を起こした。震災直後の 3 月 15 日に、様々な支援者が分野、組織を超えて連携するため、ボランティア、NPO 有志等による「あいち・なごや東日本大震災ボランティア支援連絡会」を結成した。ここに、日赤、社協、NPO、企業、市民、ボランティアの他、行政も情報収集のため集まった。官民協働の足がかりができたと考えられる。

上記支援要領では、支援策は市町村、県民、企業、NPO、ボランティア団体等との連携・協力のもとで取り組むとした。県が上記連絡会を通して情報収集に努めるなか、民間支援組織の「①レスキューストックヤード」「②愛知ネット」「③ボラみみより情報局」「④岡崎まち育てセンターリタ」が顔を合わせ、センター設立の機運が高まった。これら 4 団体に「⑤コープあいち」「⑥愛知県社会福祉協議会」が協力し、県がセ

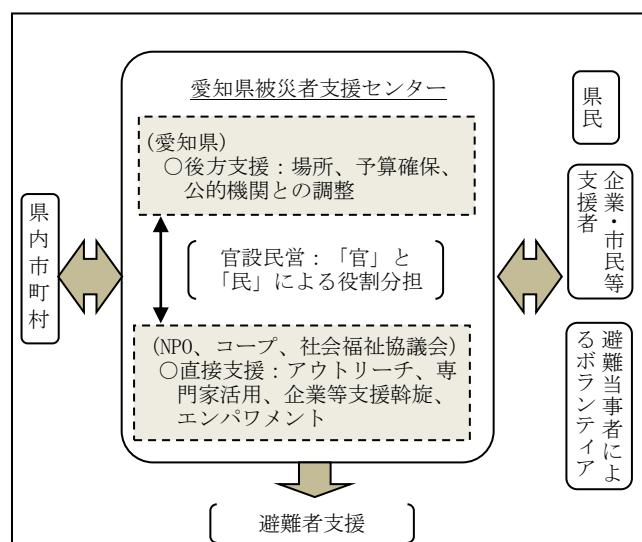


図 1：支援センターと官設民営体制

ンターの運営を委託した。運営にかかる財源と場所は県が確保した。

①・②は災害支援、③は市民活動情報のインターネット機能、④は公的施設の管理運営を通じた市民活動の実績がある。⑤・⑥は地域の福祉活動に精通している。同県は大きく尾張地域、三河地域に分かれると、①・③が前者、②・④が後者で地域バランスもとれていた。県全域で市民活動に長けた団体が連携し、受け皿になったところに特徴がある。

体制としては行政（愛知県）組織だが、運営を市民団体に委ねた官設民営型といえる。これを核に、市町村、企業、ボランティア等を巻き込む全県的な支援体制を築いた（図1）。

## 5. センターの活動

愛知県への避難者数は2011年度が1012名、2012年度が1254名で、以後減少しつつも、2015年度当初で767名いる。福島県からの避難者が半数以上だが、それ以外からの避難者も多い。センターは現在も

表1：センターの事業実績

| 事業名                | 頻度                 | 分類            |
|--------------------|--------------------|---------------|
| ①定期便発送             | 月1~2回              | 避難者を直接対象にした活動 |
| ②機関紙「あおぞら」発行       | 月1~2回              | 避難者を直接対象にした活動 |
| ③招待イベント等の案内        | 2017年度まで           | 避難者を直接対象にした活動 |
| ④交流会               | 年20~100回程度         | 避難者を直接対象にした活動 |
| ⑤大交流会              | 2011~2015年度        | 避難者を直接対象にした活動 |
| ⑥相談会               | 年数回                | 避難者を直接対象にした活動 |
| ⑦生活支援品の提供          | 2011~2014年度・2020年度 | 避難者を直接対象にした活動 |
| ⑧米の全戸配布            | 2011~2015年度        | 避難者を直接対象にした活動 |
| ⑨見守り活動(個別訪問等)      | 年10~200回           | 避難者を直接対象にした活動 |
| ⑩支援調整会議            | 2週間に1回             | 支援体制の整備       |
| ⑪市町村訪問             | 年4~10回             | 支援体制の整備       |
| ⑫意見交換会(人材の育成)      | 年1~11回             | 支援体制の整備       |
| ⑬パーソナルサポート(専門家)チーム | 月2回                | 支援体制の整備       |
| ⑭その他(訪問)           | 年150回程度            | 避難者を直接対象にした活動 |

活動を継続しており、避難生活が長期化していることがわかる。

表1にセンターの主な事業実績を示す<sup>7)</sup>。大きく2つに分かれる。避難者に対する情報・物資・交流機会の提供、個別相談・訪問等を実施するが(①~⑨・⑭)、これらは避難者を対象にした直接的な支援活動と言える。これに対し、⑩~⑬は支援者間の協議や情報共有等支援活動を発展させるための体制の整備を目的としている(=キャパシティ・ビルディング)。前者だけでなく後者も、受託者側が担った。行政のお膳立てにより、下請け的に動くのではなく、自らが主導しセンター運営を発展させたことがわかる。

表2は、実施の手引きに示した災害ケースマネジメントの実施項目が、センターの活動でも実施されたことを示す。手引きでは、活動を「①発災直後～避難所運営の段階」「②避難所閉所検討～応急仮設供与段階の対応」「③応急仮設住宅供与段階の対応」に分けており、広域避難者の場合、被災地の避難所や仮設住

表2：実施の手引きとセンターの活動

| 時 期                | 内 容                       | センタ一活動 |
|--------------------|---------------------------|--------|
| 発災直後～避難所運営段階の対応    | 災害ケースマネジメントの実施体制          | ○      |
|                    | 支援拠点設置の検討                 | ○      |
|                    | アウトリーチによる被災者の状況の把握        | ○      |
|                    | 災害ケースマネジメント情報連絡会議の実施      | ○      |
|                    | 災害ケースマネジメント会議の実施          | ○      |
| 避難所閉所検討～応急仮設住宅供与段階 | 災害ケースマネジメントの実施体制          | ○      |
|                    | 支援拠点設置の検討                 | ○      |
|                    | アウトリーチによる被災者の状況の把握        | ○      |
|                    | 災害ケースマネジメント情報連絡会議の実施      | ○      |
|                    | 災害ケースマネジメント会議の実施の実施       | ○      |
|                    | 支援記録の作成                   | ○      |
|                    | 課題に応じた支援へのつなぎ・支援の実施       | ○      |
| 応急仮設住宅供与段階の対応      | 災害ケースマネジメントの実施体制          | ○      |
|                    | 支援拠点設置の検討                 | ○      |
|                    | アウトリーチによる被災者訪問、相談、見守り等の実施 | ○      |
|                    | 災害ケースマネジメント情報連絡会議の実施      | ○      |
|                    | 災害ケースマネジメント会議の実施の実施       | ○      |
|                    | 支援記録の作成                   | ○      |
|                    | 課題に応じた支援へのつなぎ・支援の実施       | ○      |
|                    | 継続的な支援の実施                 | ○      |

宅に滞在する間もなく避難先に移動したことから、センター対応では、①と②を区別せず、実現したか否かで判断した。センターの活動が災害ケースマネジメントに見合ったものであるといえる。

## 6. センター運営の特色

ここでは、「愛知版手引き」に記した「愛知方式の9つの特色（第2章）」と「愛知方式を実現するために必要な要素（第3章）」を整理、分析した。

### （1）愛知方式の9つの特色

センターの活動内容を以下の9つにまとめた。

#### 【特色1】官民連携・協働で役割を分担する

「5.」のとおり、委託を受けた民間支援団体が広域避難者に直接支援する一方、愛知県は財源や活動場所等を確保した<sup>(3)</sup>。財源は東日本大震災に伴う交付金<sup>(4)</sup>で、活動費・管理費・人件費が賄われた。

さらに、県の機関と位置付けたことで、独自に作った「愛知県被災者制度登録票<sup>(5)</sup>」により、県が有する避難者情報を入手できた。県庁内の部局や市町村との調整も行きやすくなった。

#### 【特色2】民間の力を活用し、個々の避難者にあわせた伴走型支援を実施する

全県及び地域ごとの避難者交流会、専門家・団体による相談窓口や相談会、交流イベントを開催する一方、個別訪問等も実施して個別支援計画を作るなど、寄り添い型の支援を展開した。

#### 【特色3】多様な方法によって、被災者のニーズをつかむ

全避難世帯を対象にお米を配布する際に困り事を聴く、受入被災者登録情報をもとに優先順位の高い訪問先を見つける、世帯主だけでなく配偶者・子どもにもアプローチするなどした。自ら支援の声を上げない避難者には保健や福祉等の専門職が訪問し聞き取りを行うとともに、全避難者対象にアンケートも実施した。生活環境の変化にも配慮し、信頼関係を構築し、被災者のニーズをつかんだ。

#### 【特色4】多分野の専門家・NPOが参加した支援を行う

法律・メンタルケア・医療・福祉・多文化共生等28の団体・個人からなる「パーソナルサポート支援チーム」をつくり、課題解決のための定期的な会合を持ち、連携しながら、避難者が抱える複合的な問題解決にあたった。必要に応じて、個別訪問にも同行したり、交流イベントにも参加したりして、避難者から直接相談を受けることも行った。

#### 【特色5】生活再建の段階に応じた長期に渡る支援を行う

避難当初は、孤立防止、支援制度周知等の緊急支援を実施した。応急仮設住宅供与期間の終了<sup>(6)</sup>に伴い、転居・就労・進学等の相談体制を敷く一方、避難生活の長期化に合わせ、ライフステージの変化や避難者の状況に応じた見守り等を実施した。専門家以外にも、地域の民生委員や行政、社協とも連携するなど、支援体制を充実させた。

#### 【特色6】研修・スキルアップ・理解促進で、支援の力を高める

センターのスタッフや支援関係者に対する研修として、避難者との顔の見える関係づくり、円滑な意見交換のノウハウ、助成金等支援の仕組みに対する知識等を習得する機会を提供した。

#### 【特色7】県域と市町村（日常生活圏）での支援体制を継続する

支援センターと県職員が市町村を訪問し避難者情報を共有したほか、センターのスタッフ、市町村職員、保健師、社会福祉協議会や関係団体の職員等からなる、個別支援にかかる調整会議を定期的に開催した。市町村による多機関が連携した支援事例を紹介した。

#### 【特色8】多様な支援者と避難者をつなぐ中間支援（コーディネート）力を高める

県が直接中間支援を取り仕切るというよりは、受託者側が核となってコーディネート役を担い、避難者との信頼関係を基に得た避難者のニーズを、専門家・支援者・自治体が有するシーズに繋げた。

## 【特色9】福祉的支援など既存の多様な施策を活用して支援する

高齢者や低所得者等支援を必要とするもの、子どもの成長に関するもの、就労の変化、コロナがもたらす影響等で、既存の福祉施策で対処できるもの等はそちらにつなぎ解決を図った。

表3では9つの特色について、委託者の行政（官）と受託者のNPO等（民）のいずれがイニシアチブをとったかを示す。支援体制の整備に関するもの（特色1・4・7・8）、支援方策に関するもの（特色2・3・5・9）、関係者の支援力向上に関するもの（特色6）に分類できる。

避難者への支援方策は、民間の経験則と発想に基づき、運営を受託した側で企画・実施された。支援システムのうち、特色1は県が民間と連携する中で考えられたシステム、特色9は支援を行政の福祉施策につなぐものであり、官民協働で実現させた。特色4は民間独自のネットワークで専門家や支援者につないだ。特色5・7は官の理解協力を得て、特色2・3の活動や8の中間支援は民間主導で行っている。特色6の人材育成も民間によって実施した。

これらのことから、特色の大半が民間のイニシアチブによることがわかる。ここには行政の姿勢もある。

表3：愛知方式の特色とイニシアチブ

| 項目                                | タイプ   | イニシアチブ   |
|-----------------------------------|-------|----------|
| ①官民連携・協働で役割を分担する                  | 支援体制  | 県+民間支援団体 |
| ②民間の力を發揮し、個々の避難者にあわせた伴走型支援を実施する   | 支援方策  | 民間支援団体   |
| ③多様な方法によって、被災者のニーズをつかむ            | 支援方策  | 民間支援団体   |
| ④多分野の専門家・NPOが参加した支援を行う            | 支援体制  | 民間支援団体   |
| ⑤生活再建の段階に応じた長期に渡る支援を行う            | 支援方策  | 県+民間支援団体 |
| ⑥研修・スキルアップ・理解促進で、支援の力を高める         | 支援力向上 | 民間支援団体   |
| ⑦県域と市町村（日常生活圏）での支援体制を継続する         | 支援体制  | 県+民間支援団体 |
| ⑧多様な支援者と避難者をつなぐ中間支援（コーディネート）力を高める | 支援体制  | 民間支援団体   |
| ⑨福祉的支援など既存の多様な施策を活用して支援する         | 支援方策  | 県+民間支援団体 |

愛知県職員が「餅は餅屋に任せた方が良い」とコメントしたように、NPO等に実績があったこと、官民の信頼関係があったことが窺える。行政の細かな指示によるのではなく、民主導で災害ケースマネジメント実施するのが特色と言える。

### （2）愛知方式を実現するために必要な要素

「実施の手引き」では、行政がコーディネーターの役を担うのを想定しているようである。社会福祉協議会に言及するのも、「官」が積極的に関与すべき趣旨と伺える。責任主体である以上、行政の役割が重要なのだが、硬直的にならないか懸念される。

この点、愛知版災害ケースマネジメントでは、民主導で運営してきた。ここでは、他地域でも民主導型を実現するために必要な要素をまとめた。

#### ①官民連携により、被災者に効果的な体制を築くこと

民間セクターが活動を維持、発展するには、活動費に加え、管理費・人件費といった下支えが不可欠である。行政が財源や場所等を確保し、避難者の個人情報も提供すると、民間セクターが支援活動に傾注でき、持ち味を発揮しやすくなる。

#### ②被災者・避難者の個人情報を把握し、寄り添い、信頼関係を構築した上で草の根支援を展開すること

被災者・避難者を特定するには、居場所のわかる個人情報が必要となる。課題を解決する上でプライバシーの領域にまで踏み込むこともあるため、行政の正式な手続きによるアプローチだけでは不十分となる。インフォーマルベースでも、親身に寄り添い、信頼関係を築くことで、草の根支援が展開できる。

#### ③民間ならではのきめ細やかな支援、機動性を発揮すること

行政が形式的な公平、平等にとらわれると、全体像の把握に時間を要し、支援も画一的になる。この点、民間は、その時々や個々のニーズに応じて、迅速、柔軟、かつきめ細やかに支援を展開できる。民間の独創性に委ねるのが肝となる。

#### ④複雑な課題にも対処する専門性のある多様なネットワークを構築すること

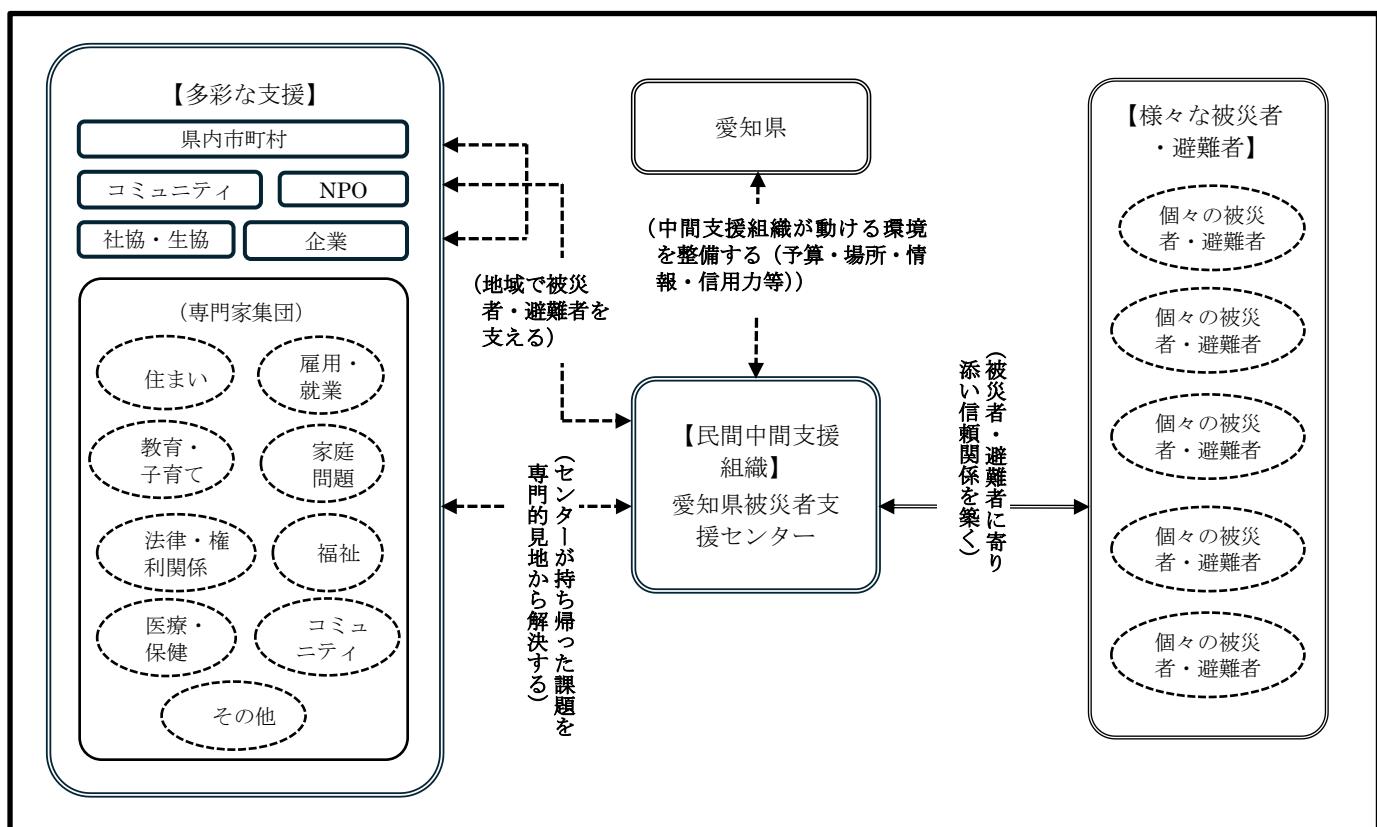


図2：被災者・避難者と支援者をつなぐ中間支援機能

被災者の課題が、長期化し、複雑化することにより、様々な分野の専門家が必要となる。様々な事象が分野を超えて絡み合うため、専門家同士も横断的にネットワークを組むことで対処しやすくなる。

#### ⑤ 支援者やボランティアのやる気を醸成し、全県（全市町村）拳げて支援の輪をつなぐこと

支援者等が被災者のもとに通うことで信頼関係が生まれる。一緒に課題に取り組むことで、支援者自身も成長する。そうした支援者が研修を受けると、専門家とは一味違う寄り添い支援のエキスパートになる。やる気を醸成し支援の輪を広げるのが重要である。

#### ⑥ 災害（支援）経験を基に、資源を有機的につなげる中間支援組織を構築すること

被災者と支援者はもとより、被災者と被災者、支援者と支援者も結びつける媒介（中間支援）の役割が欠かせない。中間支援組織には、被災者支援のため、行政、専門家、NPO等支援者、地域、企業等、多彩な支援者が有する資源を有機的につなぐコーディネート力が求められる（図2）。

## 7. まとめ

上述の青田（2025、図3）によれば、行政の守備範囲は社会全般に及ぶべきだが、公益を重視して、公平・平等に囚われる余り、「より多くの人に見合った最大公約数的な支援」を優先するところがある。制度の構築やハードの整備が該当する。反面、個人によって

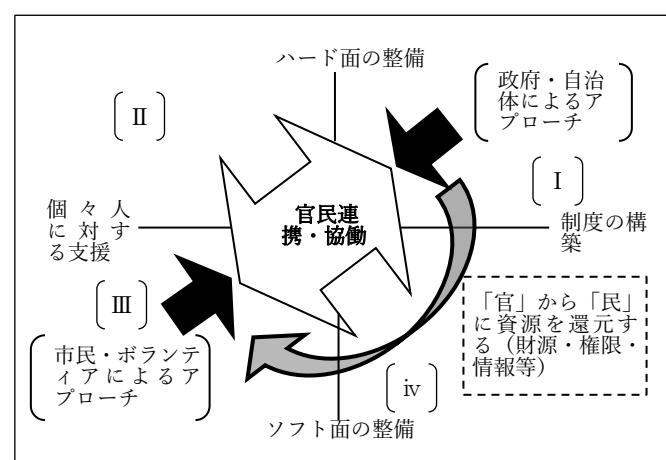


図3：官民の連携・協働と役割分担

支援が異なったり、プライバシーな問題にも深入りするため、後回しとなる。

これに対し、民間セクター（市民・ボランティア・企業等）は、全体の奉仕者といった行政職員とは異なるスタンスで、個々の被災者に接することができる。信頼関係が深まると、プライバシーな問題も含め支援を発展できる。全体を鳥瞰的に捉える行政のスタンスをマクロの視点とすれば、虫の眼で個々を見る市民等のスタンスはミクロの視点であり、両者は補完関係にある。両者が重なるところで、「官民連携」や「中間支援」が生まれる。

センターの特色はこの趣旨に沿ったものと考えられる。避難者の抱える課題は様々であり、行政による標準的な措置だけでは対処できず、インフォーマルも備えた民間ならではの支援が必要となる。

委託事業では、支援内容自体も行政が企画立案し、受託団体は肅々と執行する場合が多いが、センターにおいては、受託者自らが支援策を考案し、強化するための体制や能力向上にも取り組んだ。

愛知県では、民間セクターの持ち味を發揮できるようロジスティックスを基本に後方支援に徹した。行政の場合、税金等で財源を確保でき、権限も付与されており、個人情報も集まる。これらの資源が法令等により自動的に集まる仕組みとなっている。「官」と「民」では有する資源に格差がある。しかし、行政の資源は、市民から付与されたものなので、「民」が行う公益活動に対し、「官」がその資源を還元するのは道徳的といえる。愛知県が財源や場所、個人情報面で支えたのも、この考え方によるものと考えられる。

最後に、民間主導型災害ケースマネジメントを推進するための論点を整理する。

一点目は、官民の信頼関係である。全国的に官民の相互理解は依然発展途上段階にあり、担当者の熱意や能力といった属人的要素による面もある。愛知の場合、阪神・淡路大震災を教訓に、1998年に県とボランティア団体で「ボランティア受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定書」を締結し、2000年の東

海豪雨では、官設民営の「愛知・名古屋ボランティア支援本部」を設け対処した<sup>(7)</sup>。これらを通して信頼関係が醸成されたように、関係を積み重ね、組織に浸透させる努力が必要であろう。

二点目は、支援内容・方策はもとより、体制整備や能力向上等でも民間の主導力を發揮することである。行政が細部までを決めると硬直的になり、迅速性、柔軟性、きめ細やかさに欠ける恐れがある。民間の持ち味を發揮するため、民間のキャパシティ向上と、民間が動きやすい環境を整備する必要がある。

三点目は、被災者（避難者）をセンターに据え、フォーマルとインフォーマルな活動を併用することである。本来、被災者を座標の真ん中に据え対処すべきだが、行政が仕組みを整えると、被災者がそちらに合わせざるを得なくなる。公式の仕組み以外も重要で、ボランティアベースで動く、プライバシーな問題にも踏み込む、公費が出せない場合は善意の寄付金で補うなどが考えられる。そのためには、民間団体の努力に加え、地域や市民も民間の公益活動を支援する必要がある。

四点目は、上記三点に対応できる民間力が地域に存在することである。能登半島地震では支援に長けたNPO等が支援活動を展開するも、ボランティア不足が災害対応や復旧・復興に影響を与えていた。都道府県や政令指定都市をはじめ、中核的な役割を担えるNPOが増えつつあるものの、さらなる発展や社会的基盤が求められる。

五点目は、行政はむしろ、財源、権限、場所、情報等ロジスティックスな面を安定させる必要がある。センターが活動できた要因の一つに、東日本大震災後の国の交付金による財源確保があった。今後の大災害を見据え、東日本大震災に留まることなく、民間活動を担保する財源等公的資源の充実が求められる。

図3のとおり、個々人に対する支援は、「民」の持ち味が発揮できる【Ⅲ】の領域ではないだろうか。「民」のキャパシティが向上し、官民連携により「官」が応

援する体制が整えば、充実した災害ケースマネジメントが実現できると考えられる。

#### 謝辞

本研究を実施するにあたって、愛知県被災者支援センターとレスキューストックヤードによる定期的な勉強会等をとおして、スタッフの皆様をはじめ、パーソナルサポートチームや支援団体のメンバーや愛知県関係者等から有意義な示唆や情報をいただきました。厚くお礼申し上げます。

#### 補注

- (1) これらに關係して、前者では発行後に公開連続セミナー（2021.5.19-2022.1.17に9回）を、後者では発行前に公開連続セミナー（2023.4.17-2024.3.19に12回）を開催した。
- (2) 避難者数は、国が設けた「全国避難者情報システム」の登録によるもの。任意登録であり、身元を明らかにしたくないなどの理由で登録しない避難者が登録いるため、実際の数は不明である。
- (3) 委託費は毎年3-4千万円程度。2020年度までの約10年間は、本庁舎に隣接する東大手庁舎内のスペースを使用した。2021年度からは、レスキューストックヤードの事務所内に移転し、それに伴う経費を予算に積み増した。
- (4) 2011年度は「新しい公共」、2012～2014年度は「絆再生事業」、2015年度以降は「被災者支援総合交付金」を活用した。
- (5) 「氏名」「生年月日」「性別」「避難元市町における住所」「避難先の所在地」「避難先の名称」「当該避難先における滞在開始日」「当該避難先における滞在終了日」「連絡先代表者電話番号」「被災の状況」「原発影響」「り災証明」「被災証明」「愛知県への避難者数」「家族構成等」「困りごとの記述」「個人情報に関する同意の有無」からなる。
- (6) 東日本大震災では、広域避難先でも災害救助法を適用することで、避難先の自治体が用意した公営住宅等を応急仮設住宅とみなし、入居することができた。この適用が、福島県以外からの避難者については2015年度、福島県内の避難者は概ね帰還困難区域を除き2016年度で解除されたため、以後、避難者は住民票を避難先に移さない限り、入居を継続するのが難しくなった。
- (7) 愛知県の場合、2000年の東海豪雨水害で官民連携による支援体制を構築した経験があったのが、今回の連携に寄与している。詳細は参考文献4）参照。

#### 参考文献

- 1) 内閣府（2023）「災害ケースマネジメント実施の手引き」  
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/case/pdf/r5zenpen.pdf> (2025-6-13)
- 2) 鳥取県「災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援に係る取組指針」  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1288006/sisinn.pdf> (2025-6-13)

- 3) 青田良介（2025）「被災自治体による復興ガバナンス－兵庫県の事例から－」減災復興学（阪神・淡路大震災から30年を迎えて）、ミネルヴァ書房、pp149-171
- 4) 青田良介（2015）「愛知県における東日本大震災広域避難者支援の背景にある官民協働に関する考察」日本都市計画学会都市計画論文集 Vol.50(No.3)、pp851-858
- 5) 認定NPO法人レスキューストックヤード（2021）「一人ひとりの暮らしに寄り添って～愛知県被災者支援センター10年のまとめ～」、愛知県被災者支援センター
- 6) 認定NPO法人レスキューストックヤード（2024）「愛知版「災害ケースマネジメントの手引き」」
- 7) 向井忍（2024）、「愛知県被災者支援センター事業実績一覧、レスキューストックヤード、pp82-83